

松戸市通所型短期集中予防サービス モデル事業  
業務委託（単価契約）に係る事業者募集要項

1 業務の概要等

（１）委託業務の件名

松戸市通所型短期集中予防サービス モデル事業 業務委託（単価契約）

（２）委託業務の目的

松戸市通所型短期集中予防サービス モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、要支援認定者又は事業対象者の自立支援を目的とした通所型短期集中予防サービス（以下「通所Ｃ」という。）のモデル事業を行う。

（３）委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

（４）発注者

松戸市

（５）委託料

委託料は単価契約とし、単価は仕様書の別表「単価表」のとおりとする。

（６）業務委託契約の期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで。

なお、事業開始時期は市と協議の上、決定する。

2 応募資格要件等

本募集に応募できる者は、次に掲げる応募資格要件等のすべてを満たす者とする。

ア リハビリテーション専門職または医療・保健の専門職等が在籍する介護サービス事業所等

イ 本市の介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。

ウ 法人に関する法令等及び当該業務に関する法令等の遵守が十分に確保されていること。

エ 本業務を遂行できる事業所を松戸市内に有していること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てをしている者又は破産開始の申立てがされている者（ただし、同法第 30 条第 1 項に規定する破産手続

き開始の決定を受けた者を除く。)に該当しないこと。

- ク 政治団体（政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条に規定する団体）に該当しないこと。
- ケ 宗教団体（宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号) 第 2 条の規定による団体）に該当しないこと。
- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号の規定による団体）または暴力団員（同法第 2 条第 6 号の規定による者）に該当、または関与していないこと。
- サ 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと並びに松戸市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税のいずれも滞納していないこと。
- シ 松戸市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていないこと。

### 3 応募方法等

#### (1) 提出書類

提出書類は次のとおり。なお、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく松戸市の指定を受けている事業者にあつては、次のイから力の提出を省略することができる。

- ア 申込書（様式第 1 号）
- イ 法人登記簿の謄本
- ウ 定款又は寄付行為
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない旨を記載した申立書（様式第 2 号）
- オ 直近の 2 年度分の松戸市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近 2 事業年度分の法人税若しくは消費税及び地方消費税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第 2 号）
- カ 申込する法人の役員等名簿（様式第 3 号）

※暴力団または暴力団員（同法第 2 条第 6 号の規定による者）に該当しないことを確認するために、警察へ照会を行うことがある。

#### (2) 提出書類の受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

#### (3) 提出方法

郵送又は持参

#### (4) 無効となる提出書類

次のア及びイのいずれかに該当する提出書類はこれを無効とする。

- ア 応募資格要件等を満たさない者又は審査結果が出るまでの間に応募資格要件等を満たさなくなった者から提出されたもの
- イ 提出書類等に虚偽の内容が記載されていたもの

(5) 提出先

〒271-8588 松戸市根本 387-5 (松戸市役所本館 1 階)  
松戸市 高齢者支援課 短期集中予防サービス担当

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式第4号)へ記載の上、電子メールによる。

(2) 質問に対する回答方法

質問者にメールにて回答する。

5 業務受託事業者の決定について

提出書類により応募資格要件等を全て満たしていることを確認の上、決定する。

なお、決定に係る内容は非公開とし、質問や異議は受け付けない。

6 結果の通知および公表

結果については、決定後、速やかに応募者に通知する。

なお、結果に対する質問や異議申立は受け付けない。

7 留意事項等

(1) 提出書類等は原則として返却しない。

(2) 本事業の応募に要する費用等は全て応募者の負担とする。

(3) 応募者が本事業に係る応募資格要件等を満たさないこと、または提出された応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、応募者は失格とする。

(4) 提出資料等の配布は、市公式ホームページにおいて電子ファイル(ワード形式及び PDF 形式)を掲示して行う。

(5) 必要により、提出書類等の内容について、関係機関に照会することがある。

(6) 提出書類が受理された後に応募を辞退するときには、辞退書(任意様式)を提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも提出書類等は返却しない。

8 本募集に関する連絡先等

本募集に関する連絡先等は次のとおりとする。

担当課：松戸市 高齢者支援課 短期集中予防サービス担当

住 所：〒271-8588 松戸市根本 387-5 (松戸市役所本館 1 階)

電 話：047-366-7346 (担当課直通)

E-mail：mckoureisha@city.matsudo.chiba.jp

受付時間：午前9時から午後4時30分まで

※土日祝日を除く。